時事新報の特派員

今度の朝鮮事件は其起因、東學黨の内亂なれども延て日清兩國の間に波瀾を生じ今後の成行は刮目して見るべきものあらん本社は此際の報道を詳かにして讀者に遺憾なからしめんが爲め左の各地に社員を特派せり

朝鮮京城仁川間　高見龜氏
朝鮮仁川　杉幾太郎氏
馬關　山崎知遠氏
馬關　石川信氏

尚ほ事の模樣に依りては引續き社員を特派する覺悟なるを以て本社は豫め部署を定め後報の到るを待つ

本月の畫附錄

本月を以て發行する洋畫の石版附錄は愈々

來る十三日

の本紙に添へて配布すべし畫は

渡邊文三郎氏の富士

にして甲州川口の湖水を隔てゝ遠望せるものなり氏は富士を寫すに巧みにして從來畫出せるもの幾百種なるを知らず中に就き川口の湖面を隔てゝ甲州の地より仰ぎ見るもの最も趣あるを以て特に今回本紙の附錄として撰びたるなり

當日の新報は臨時に定價を五錢とす又同日の紙上に揭ぐる廣告は其申込期日を來る十一日とす

朝鮮國全圖

本月一日の本紙に附錄としたる朝鮮國全圖は印刷枚數寡からざりしも各地の需用夥しく爲めに賣切れて一時需めに應ずる能はざりしが今度再版に附したれば同附錄のみならば左の定價を以て廣く需めに應ずるを得べし

朝鮮國全圖(本月一日附錄)　一枚　一錢五厘
郵税一枚二錢、(一繦め七枚に付二錢)

時事新報

在韓軍人の糧食に就き

在韓の我軍隊は今や野營の裡に起臥して彼の風土の違和なる時候の炎熱なるにも拘はらず一身恰も忠勇の凝結せるが如く病魔も之を窺ふこと能はずして威風凛々健在好在なりとは本國に聽れる吾々人々の且つ喜び且つ誇る所なれども優柔不斷緩慢牛の如き老朽國の清廷にては徒に虚喝を聲言するのみ牙山屯在の兵卒は何の爲めに屯在して何事を爲すやと尋れば曾て斷乎たる處置に及ばずして唯地方の民財を掠奪するのみ韓民の爲めに謀れば東學の賊徒を逐はんとして第二の賊に遭ひ却て禍を重ねたるものなりと云ふ我日本に於ては固より清國と交戰を求むるにあらず期する所は朝鮮の獨立を擔保し其文明繁昌を助るに在るのみとなれば眼中更に他を顧みずして速に豫定の方針に進行す可く我政府にても蓋し進行しつゝあることならんと雖も彼れ清廷は之に向て故障を容るゝが如く容れざるが如く妨害を加ふるが如く加へざるが如く卑劣曖昧の間に多少の煩累を與へて爲めに意外の手間を潰すの觀なきにあらず右に就ての處分法は亦別問題として暫く擱き斯くて荏苒日を送るときは我將卒とても其身鐵石にあらず時節柄と云ひ或は病患の襲ふ所となるか否らざるも幾分か身體の健康を損じイヨ〳〵事の起るに際して平生の體力を減ずるが如きことあらば遺憾實に此上ある可らず聞く戰爭の際には精氣の一層張詰むるが故にや病患等は至て稀なれども戰爭後又は滯陣中に於て却て平和の敵に惱まさるゝの常なりと云ふ彼是思ひ合すれば我軍人の健康こそ最も氣遣はしき限りにして本國に殘れる吾々人々の寤寐に念頭を離れざる所なり左れば今日の政策上兵略上速に韓廷に對して諸般の相談を遂げ我豫定の目的を貫く可きは急の急なるものなれども其政策の問題を離れて別に我軍人の健康を保たんとするに糧食を撰むの一事は差向きの要用なる可し現に糧食として如何なる物を給せらるゝや其規律の整然たるは我輩の知る所なれども何分にも懸軍萬里不自由の事のみにして之を平時に比すれば萬般の手當自から粗惡を免かれざる可し清兵なればこそ到る處の民家を荒して勝手次第に飲食を貪り悠々日を消して平氣なる可けれども我兵の嚴肅にして節度正しき隊より給せらるゝの外は一物も取らず又その邊に關しては一言を言はず出師の初より唯一死を決するのみ壯烈義烈宇内に冠絶する日本男兒が口腹の慾の如き思ひも寄らざる所なれども人身の生理は爭ふ可らず萬に一も榮養の十分ならざるが爲めに病を釀して體力を損することもあらば之を如何にして忍ふ可きや畢竟その糧食の精粗如何は金の一事にこそある可ければ當局に於ても此回の出陣に就ては特別の詮議を以て經濟の許す限り飲食物を精撰せんこと我輩の吳々も祈る所なり又近來は各地の有志より獻金して軍用の一助に供せんとて出願する者も少なからざる趣なれば此等の金を以て糧食費を補ひたらば出願人も定めて本意を得ることならん國民全般の誠意以て大に軍人の勞を慰するが如きは他日の議に殘し目下の急は日常の飲食品に注意して苟も精力を損せしむることなきの一事に在るのみ我輩は國家の爲めに財を吝しまざる者なり

官報

○勅令

朕軍事上緊急ノ必要ニ因リ購入シタル政府ノ物件ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十七年七月九日

海軍大臣　伯爵西郷從道
陸軍大臣　伯爵大山巖
大藏大臣　渡邊國武

○勅令第九十二號

軍事上緊急ノ必要ニ因リ購入シタル政府ノ物件ヲ貸付ケ又ハ賣渡ス場合ニ於テハ官有財産管理規則第四條第六條及第七條ニ依ラサルコトヲ得

勅令第九十二號參照

勅令第二百七十五號官有財産管理規則(明治二十三年十一月二十五日官報)抄錄

第四條　官有財産賣拂代金ハ其ノ財産引渡ノ際一時ニ納付セシムヘシ

第六條　官有財産ノ貸付料ハ毎年前納セシムヘシ若シ前納スル能ハサルトキハ相當ノ保證ヲ出サシムヘシ

貸付財産ノ修理其ノ他ノ費用ヲ負擔スル方法ハ貸付契約ヲ爲ストキ之ヲ定ムヘシ

第七條　官有財産ノ貸付ハ左ノ期限ヲ超ユルコトヲ得ス

第一　樹木培養ニ供スル土地ハ八十年以内
第二　農工其ノ他ノ營業及住居ニ供スル土地ハ三十年以内
第三　土地森林ノ使用權ハ十五年以内
第四　右ニ掲ケサル物件ハ三年以内

朕陸軍懲罰令中改正追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十七年七月九日

陸軍大臣　伯爵大山巖

○勅令第九十三號

陸軍懲罰令中左ノ通改正追加ス

第九條ノ次ニ左ノ二條ヲ加ヘ第十條ヲ第十二條ニ改メ以下逐次繰下ク

第十條　戰時若クハ事變ノ際ニ在テハ第三條ノ諸官ハ處罰中ノ者ニ[illegible]ノ服務ヲ命スルコトヲ得但此場合ニ於テハ服務中ノ期日ヲ處罰日數ニ通算ス

第十一條　處罰服務中特ニ功績若クハ勤勞アル者ハ第三條ノ諸官其處罰ヲ免シ若クハ之ヲ輕減スルコトヲ得

雜報

○新憲法案の歸化條款　布哇政府の憲法會議に提出したる新憲法案の歸化に關する條款は左の如し

第十八條　歸化

第一項　外國人の歸化は全く高等法院判事の管轄に屬す其手續は追て法律を以て規定する所に依る

第二項　外國人は左の條件に依り共和國民たることを認許す

一　本人は一年以上布哇諸嶋に居住したる者たるべし
二　本人は永久共和國民たらんと欲する者たるべし
三　本人は英語にて差支なく讀み書き及談話を爲し得る者たるべし
四　本人は本憲法の何の條の大意及精神をも自身の言語を以て英語にて了解し得らるゝだけに說明し得る者たるべし
五　本人は布哇共和國と條約上歸化に關し明約ある國の人民若くは臣民たるべし
六　本人は性質善良にして刑罰を避けて來りたる者たらざるべし
七　本人は正當なる業務若くは職務に從事し又は其他の正當なる活路を有する者たるべし
八　本人は共和國内に於て一切の負擔を控除し價格二百弗以上の財産を其所有權ありて所有する者たるべし
九　本人は本憲法の第百條に規定したる宣誓並に其本國若くは是まで歸化し居たる國に服從するの義務を棄却し布哇共和國に服從する旨の宣誓を爲したる者たるべし
十　本人は以上の要件を記載したる願書に誓文を加へて之を高等法院の判事に差出し該判事の滿足するまで之が證明を爲す者たるべし

備考　第百條に規定したる宣誓文は左の如し

余は布哇共和國の憲法法律及政府を護持し直接と間接とを問はず布哇諸嶋に君主政體を恢復若くは設立することを奬勵若くは幇助せざるべし右萬能なる上帝の前に於て謹で宣誓確保す

○日清兵力比較論　横濱の片假にて發行するアドヴアタイザー新聞は日清兩國の海軍を比較し支那海軍の數字を土臺として日清の力相當れりと評せり數字を以て兩國の兵力を比較する時は更に進んで陸軍の比較こそ一層面白かるべし日本には二十五年末の統計表に依りて常備兵凡六萬、豫備後備兵凡二十萬合せて二十六萬なり支那は口に誇大の數字を唱ふる國柄とて精確なる統計表などは法螺の邪魔、結句無いが增ならめと頓と此邊の事に頓着なければ何程の軍隊あるか精確なる數は廣き世界中に知るもの無からんアドヴアタイザーの記者も蓋し詳悉すること能はざるべし左れど兎に角漠然たる支那人の唱へに依りて八旗綠營の制兵を百二十萬とし制外兵を十二萬とすれば數字の大なるを欲する支那人も多分不服なからん偖中華の兵百三十二萬に對し日本の兵數は二十六萬にして日本は支那の僅々五分の一の兵力に過ぎず支那の兵力は日本に五倍するものなりとの判斷は數理上間違ひなき事ならん五倍の兵力を有する支那にして今度の朝鮮事件に周章狼狽他國に泣付きて一塲を彌縫せんとする其醜體は流石張兵を有する支那人の見上げたる所か